

## 随意契約理由書

1 業 務 名	柱状付属構造物の地震時対策構造に関する検討業務
2 業 者 名	(一財) 阪神高速先進技術研究所
3	
<p>本業務は、阪神高速道路における橋梁上に設置されている全路線の現行のTV 支柱について、大規模地震発生時を考慮したフェールセーフ構造の予備検討を行うことを目的とする。また、制震性が向上した新設のTV 支柱の開発のために検討方針の整理を実施する。検討にあたっては有識者による委員会を組織し、難易度の高い技術的課題に対して、委員会審議を行いながら進めていくものである。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、</p> <p>① 橋梁上の柱状付属構造物の振動特性及び地震時挙動に関して技術的知見を有していること。</p> <p>② 当社の技術審議会*と一貫した検討が可能な有識者委員会を組織できること。 が求められる。(※: <a href="https://www.hanshin-exp.co.jp/company/kigyou/council/index.html">https://www.hanshin-exp.co.jp/company/kigyou/council/index.html</a>)</p> <p>一般財団法人阪神高速先進技術研究所(以下、「当該研究所」という。)は、</p> <p>① 過年度に実施した業務において、阪神高速道路における橋梁と柱状付属構造物の共振影響及びを柱状付属構造物の破壊順序・破壊形態を解析的・実験的に検討・分析している。</p> <p>② 当社技術審議会の委員および顧問をメンバーに含めた技術委員会を既に有している。</p> <p>本業務の契約相手方として、当該研究所を選定し、当該研究所以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がいなかった。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により、当該研究所と随意契約するものである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	